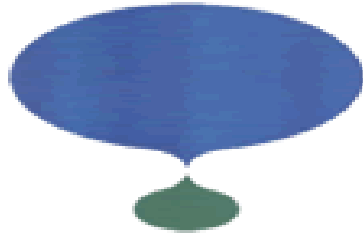


厚生労働省「障害児支援の在り方に関する検討会」平成26年2月28日



滋賀県湖南市発達支援システムにおける 障がい児支援の在り方

—早期発見・早期対応をキーワードにして—

滋賀県湖南市健康福祉部社会福祉課発達支援室

湖南市石部中央一丁目1-3

TEL0748-77-7020

0歳

乳幼児期から就労まで一貫した支援

20歳

発達支援センター

乳幼児健診

発達相談

療育（個別・集団）
ことばの教室（幼児部）

ことばの教室（学齢部）
適応指導教室（不登校児支援）

雇用・生活支援センター
知的・身体・精神障害
生活支援センター

支援機関

保育園・幼稚園

小学校・中学校

高校

盲・聾・特別支援学校

個別の指導計画

個別支援移行計画

特別支援教育

就労支援

支援事業

早期発見

個別の指導計画

早期発達支援

健康政策課

子育て支援課・社会福祉課

教育委員会・学校教育課

社会福祉課・商工観光労政課

発達支援室（保健・福祉・教育・就労・医療）

関係機関

障がいのある人がいきいきと生活できる ための自立支援に関する湖南省条例

ライフステージごとの支援の充実 H18年制定

- 市の責務 ●市民の責務 ●事業者等の責務(市内で事業を営む個人および法人その他の団体障がい福祉サービス事業所、医療機関、保育園・学校)
- 医療、早期発見、早期発達支援 ●保育 ●教育
- 放課後等における支援 ●専門的な発達支援を行う施設 ●就労支援、雇用環境の整備 ●地域での生活支援 ●権利擁護 ●市民の理解、市民活動等への支援 ●人材の養成

別紙①参照

湖南省各種データ

別紙②参照

平成26年1月末

(%)	3歳児	4歳児	5歳児
通園率 (保育所・幼稚園)	74.9	97.6	97.9
合理的配慮実施率	10.7	17.4	22.2
専門機関通所率 (ぞうさん教室・ことばの教室)	3.3	9.5	17.0

発達支援室の役割

1) 統括的役割

特に幼児期から就学期を経て就労に至るまでの各ライフステージにおいて、発達支援のあり方について、体制整備を行うものである。

- ・発達支援センター会議の運営
- ・発達支援センター就学前サービス調整会議の運営
- ・保育園・幼稚園特別支援教育コーディネーター連絡会議の運営
- ・各関係機関・課が行う事業の進捗状況や、成果・課題の把握

2) 学齢期終了後の人の相談支援機関としての役割

3) 療育教室

4) 発達支援ITネットワーク管理

1) 統括的役割について

① 発達支援センター会議

発達支援室(=発達支援センター)は障害児通所支援事業(児童発達支援ならびに保育所等訪問支援)を行うとともに、発達相談・療育教室・ことばの教室(幼児部・学齢部)のサービス内容や指導内容について統括している。早期発見を早期対応につなぐためには、市内幼稚園・保育園・小学校・中学校での取り組みについても共通理解が必要であることから、発達支援センター会議には、子育て支援課(保育所管轄)と学校教育課(幼稚園・小中学校・ことばの教室・適応指導教室管轄)も参加している。開催は年4回である。

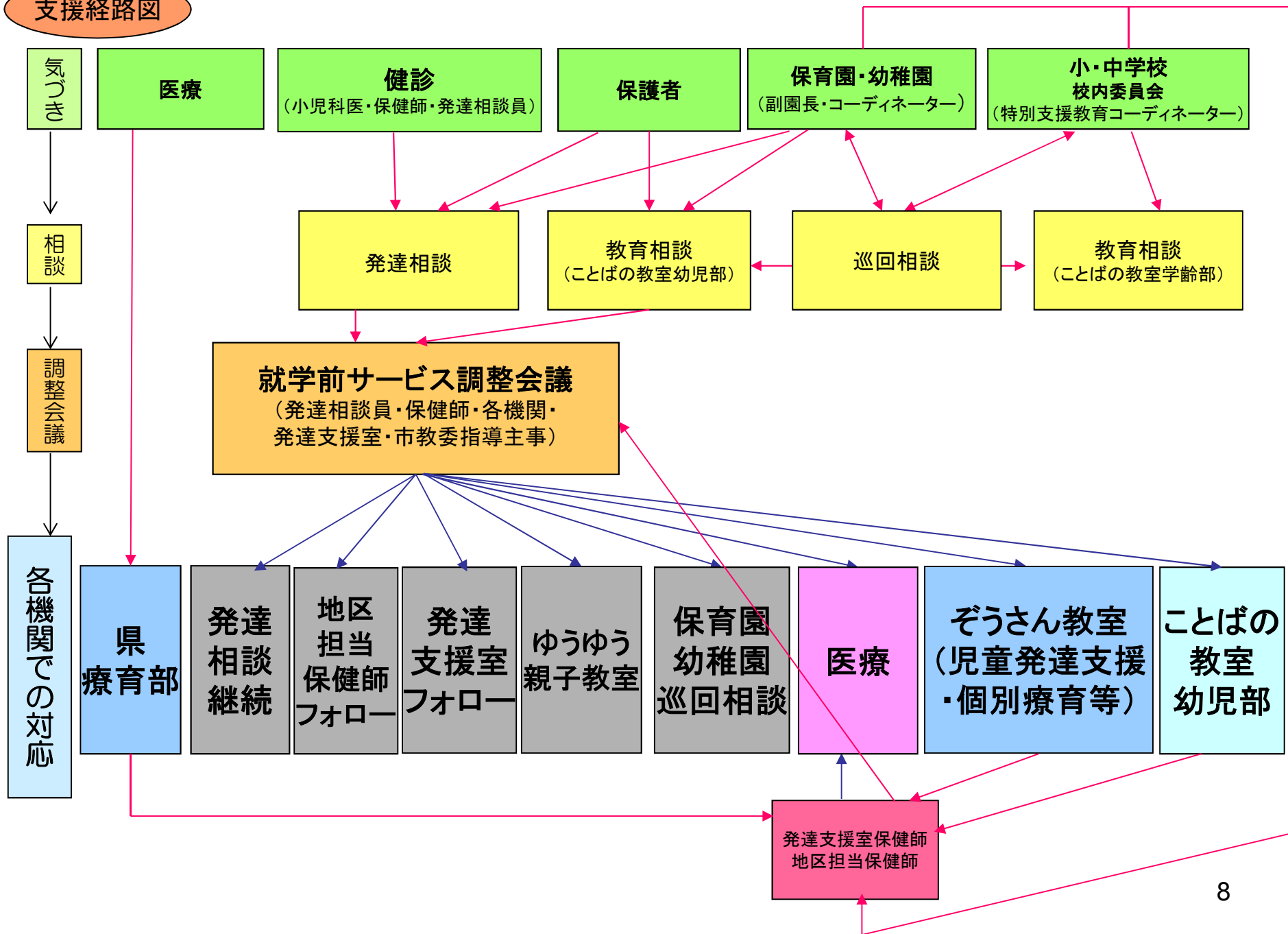
② 発達支援センター就学前サービス調整会議

発達相談後の支援について検討するため、毎月1回開催している。ここで言うサービスとは、療育教室・ことばの教室幼児部への通級である。また、発達相談後のケースだけではなく、「個別療育から集団療育へ」「集団療育からことばの教室へ」「ことばの教室から個別療育へ」といったようにサービス内容を変更する際にも発達支援センター就学前サービス調整会議にかけている。

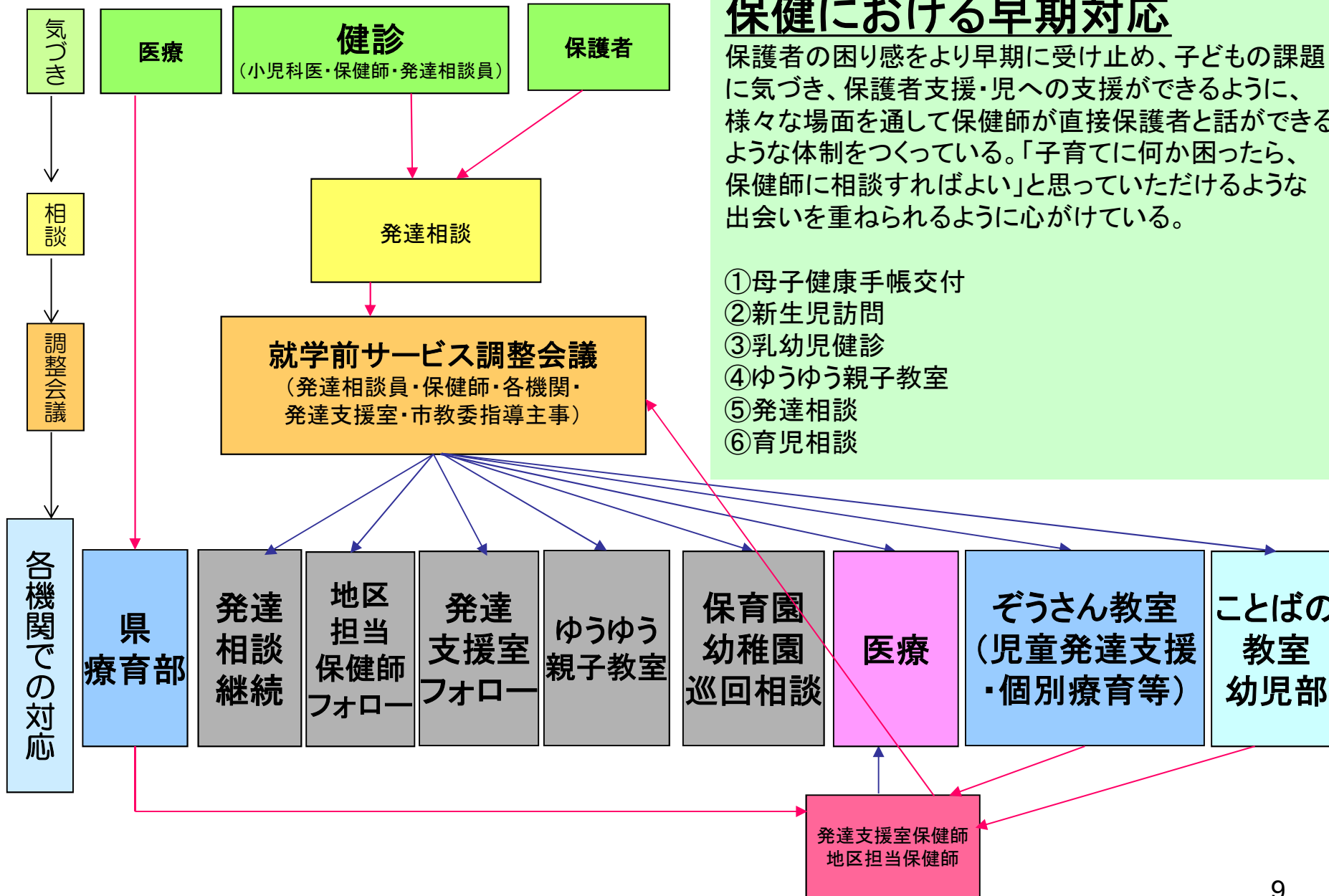
教員身分を発達支援室長として配置する意義

学齢期終了後の支援体制をいくら整えても…

支援経路図



支援経路図

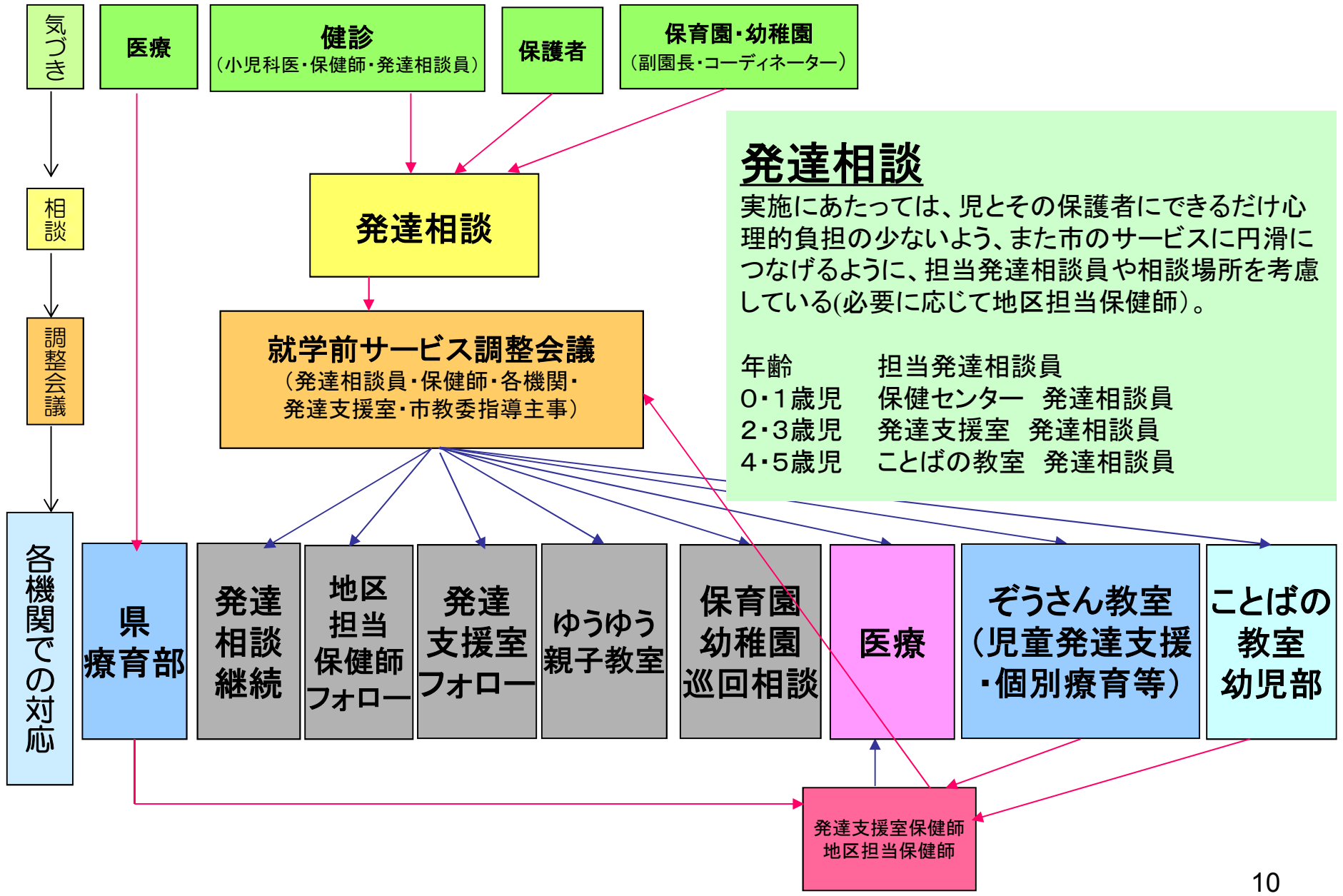


保健における早期対応

保護者の困り感をより早期に受け止め、子どもの課題に気づき、保護者支援・児への支援ができるように、様々な場面を通して保健師が直接保護者と話ができるような体制をつくっている。「子育てに何か困ったら、保健師に相談すればよい」と思ってもらえるような出会いを重ねられるように心がけている。

- ①母子健康手帳交付
- ②新生児訪問
- ③乳幼児健診
- ④ゆうゆう親子教室
- ⑤発達相談
- ⑥育児相談

支援経路図



どうさん教室(児童発達支援事業)

1)個別療育

あそびの中で発達相談員が子どもの発達を見極め、子どもの課題を把握し、子育ての工夫を提案するためにも、親子に合わせての療育を実施

2)集団療育

個別療育を実施するなかで、より丁寧なかかわりが必要と判断された子どもについては、保護者の意向を踏まえたうえで、週1回の集団療育を勧めている。集団療育を利用するには「湖南省通所支援センター」として、児童福祉法で定める指定障害児通所支援事業者として指定をされているため「利用のための契約」が必要となる。

- ・親子での参加
- ・療育における3つの柱「自分のことは自分でできることを大切に」「大人になっても困らないようなやり方を身につける」「したいこと、したくないことを自分で選べる人に」
- ・ケース会議(通園先の個別の指導計画とどうさん教室個別の指導計画をもとに話し合い)
- ・KIDS(湖南省発達支援ITネットワーク)で通園先との情報共有

ぞうさん教室



マッサージ

ワーク



しんぶんあそび

クッキング



ぞうさん教室(保育所等訪問支援)

1)目的

児童福祉法に基づき、保育所等の集団の場において、他の児童との集団生活に適応することができるよう、発達の状態や環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行う。

2)実施方法

- ・保護者との契約(発達支援室が手続き)
- ・受給者証発行(社会福祉課障がい福祉担当が手続き)
- ・対象児:ぞうさん教室通所児・ことばの教室通級児(ぞうさん教室OB)
- ・訪問員による観察(主に午前中)
- ・観察結果から考えられる合理的配慮事項園内検討会(主に午後)
- ・訪問結果報告(訪問員)
- ・請求事務(発達支援室が手続き)

保育園・幼稚園における合理的配慮



ことばの教室

1) 指導内容

ことばの教室では、次のような子どもの教育相談や指導をしている。

- ・発音が不明瞭である、または誤りがある。
- ・耳の聞こえが悪いため、ことばの発達に課題がある。
- ・聞いて理解する力や自分の思いを話す力など、ことばの発達に課題がある。
- ・話しことばのリズムが乱れる。(どもる)
- ・不注意や多動の傾向があり、集団活動につまずきがある。
- ・周りの状況をうまく読みとれずに、対人関係や集団活動につまずきがある。
- ・学び方に特徴があり、支援を要する。

2) 取り組みの重点

- ・言語発達
- ・コミュニケーションスキル
- ・自己肯定感の育成
- ・保護者相談
- ・園訪問(通園先の個別の指導計画とことばの教室個別の指導計画をもとに話し合い)
- ・KIDS(湖南省発達支援ITネットワーク)で通園先との情報共有

ことばの教室



三雲小学校3階の一部…ことばの教室三雲教室

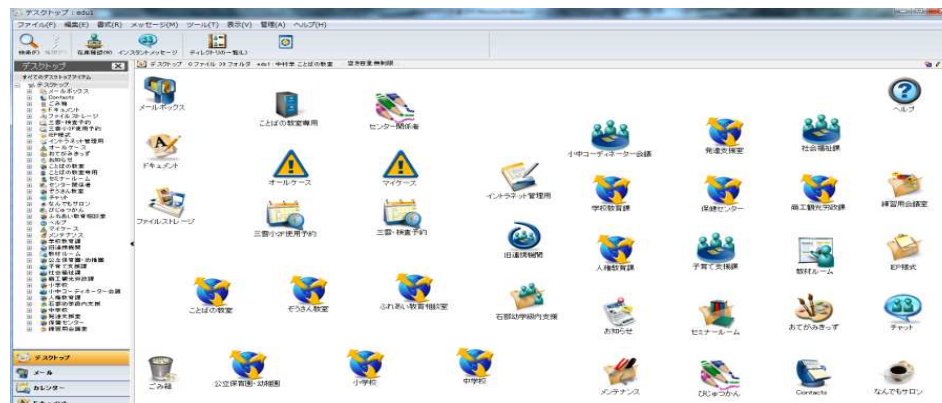
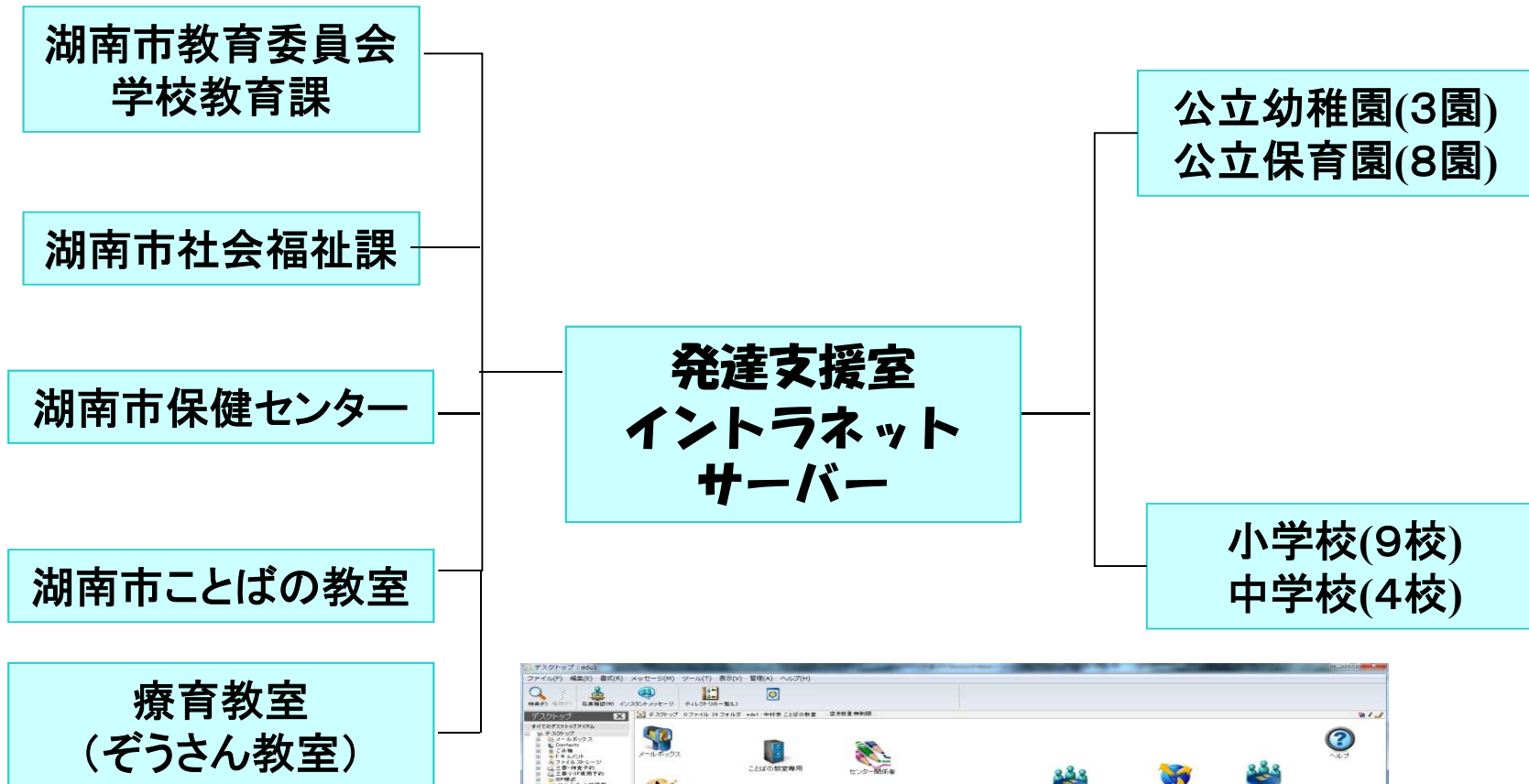
三雲小学校2階の一部…個別療育教室

水戸小学校1階の一部…ことばの教室水戸教室

菩提寺小学校1階の一部…ことばの教室菩提寺教室

石部保健センター…療育教室・発達支援室

湖南省発達支援ITネットワーク (KIDS)



加配保育士・教員の配置

1) 目的

集団生活が子どもにとって不安なものにならないよう、支援の必要な子どもへの関わり方を工夫し、また周りの子どもたちと関わりが持てる楽しい場となるように配置している。

2) 配置検討方法

- ①入園申請受付後、各園におけるクラス規模を確定する。
- ②それを受けて各園にて1対1程度の対応が必要な子どもについて保護者の了解を得て、加配検討会議の諮問にあげる。
- ③園は「加配検討会議資料」と「発達検査結果」をそろえて担当課へ提出する。
- ④加配検討会議を開催し、保育園や専門機関等の意見を聞き加配度の判断を行う。意見が分かれるケースについては、加配検討会議後、現地調査を実施して再検討により決定する。
- ⑤担当課は「1対1程度の対応支援が必要である」答申を出す。
- ⑥クラス規模と「1対1程度の対応支援加配」を照合した中で各クラスに配置する加配保育士人数を各園に報告する。
- ⑦園長は、配置される加配保育士の対象となる子どもを決定し、保護者の了解を得て対象となる子どもの資料に基づいて担当課に報告をする対象となる子どもなのか、担任の関わりの中で進めていける子どもなのかを検討する。

ここあいパスポート

甲賀地域障害児・者サービス調整会議 特別支援教育部会発行(H21年4月)

私はここにいます・・・
の
「ここ」

甲賀市・湖南市の
の
「ここ」

個々の支援
の
「ここ」

保護者や支援者の
「あい」
を込めて



●支援を必要とする人が、一人ひとりに応じた「**継続した支援**」を行うための、「**情報連携**」のノート。

●当事者・保護者が持ち、記入していく。保育園・幼稚園・小学校・中学校は保護者に個別の指導計画を提供する。さらに、支援者も記入し、当事者の情報の蓄積・充実を図る。

発達支援システムの効果と課題

- 早期対応・早期支援の充実
 - 二次障がいの防止
 - 保健や福祉サービス、相談支援事業所、専門機関へのつなぎを個々のケースに応じてコーディネート
 - 「就労・社会自立をゴールに考えて取り組みを振り返る」ことの視点
-
- システムの継続
 - 地域課題（就労へつなぐ訓練ができる場所の不足・成人期の人々の自己理解を促すためのマンパワー不足・新渡日の子どもへの支援体制等）を解決し、個々のケースへ手立てを提示できる継続的な取り組み

糸賀一雄生誕100年記念出版事業



発達支援をつなぐ地域の仕組み
—糸賀一雄の遺志を継ぐ滋賀県湖南市の実践—

ミネルヴァ書房より平成26年2月発売

別紙 1

○障がいのある人が地域でいきいきと生活できるための自立支援に関する湖南省条例

平成 18 年条例第 23 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条～第 7 条)

第 2 章 早期発見及び発達支援(第 8 条～第 14 条)

第 3 章 就労支援(第 15 条・第 16 条)

第 4 章 生活支援(第 17 条～第 20 条)

第 5 章 支援を広げるための施策(第 21 条～第 23 条)

第 6 章 湖南省障がい者施策推進協議会(第 24 条～第 30 条)

第 7 章 雑則(第 31 条・第 32 条)

付則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、障がい者の発達及び自立の支援に関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市が行う施策の基本的事項を定めることにより、障がい者一人ひとりの能力、適性、発達段階及び社会環境に応じた保健、福祉、医療、教育及び就労に関する施策を横断的かつ計画的に推進し、もって障がい者の自立及び障がい者がいきいきと安心して生活できる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「障がい者」とは、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号。以下「基本法」という。)第 2 条第 1 号に規定する「障害者」をいう。

2 この条例において「障がい児」とは、前項に定める障がい者のうち 18 歳未満の者をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、基本法第 6 条の規定に基づき、国、県、近隣市町、障がい者の福祉に携わる事業者(以下「障がい福祉サービス事業者」という。)及びその他の機関並びに障がい者及び地域社会と連携し、障がい者の社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を支援し、その自立を促進するための措置を講じるものとする。

2 市は、発達障害者支援法(平成 16 年法律第 167 号。以下「発達支援法」という。)第 3 条各項の規定に基づき、発達障がいの早期発見、発達支援、就労支援及び生活支援に関する必要な措置を講じるとともに、これら施策を講じるに当たっては、保健、福祉、医療、教育及び就労に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するものとする。

3 市は、障がい者支援施策の実施に当たり、常に財政の健全性に配慮しなければならない。

4 市は、効果的な障がい者支援施策が市民に対して持続的に提供されるために、他の地方公共団体に情報を提供し施策の普及に努めるとともに、国、県に対して制度化等による財政上の安定化が実現するよう働きかけるものとする。

5 市は、施策の策定及び実施に当たっては、障がい者の自主性を尊重しなければならない。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、助け合いの精神に基づき、協力して障がい者が地域でいきいきと暮らせるよう積極的又はさりげなく応援することに努めなければならない。

2 市民は、障がい者に対して、障がいを理由として差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

3 障がい者並びに障がい者の家族及び保護者は、社会の一員として自立に努めるものとする。

(事業者等の責務)

別紙 1

第 5 条 事業者(市内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。以下同じ。)は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)第 5 条の趣旨を踏まえ、個別に、又は相互に協力することにより障がい者の雇用を一層進めるとともに、職業生活の安定に配慮するよう努めなければならない。

2 障がい福祉サービス事業者は、その福祉サービスの提供にあたっては障がい者の意向を十分に尊重するとともに、質の高いサービスの提供に努めなければならない。

3 医療機関は、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 2 及び第 1 条の 4 の精神に基づき、障がい者を含む市民の生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨としてその健康を維持増進するため、治療、疾病の予防のための措置及びリハビリテーションを含む良質かつ適切な医療を提供するよう努めなければならない。

4 保育園(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条第 1 項の保育所をいう。以下同じ。)は、障がい児の健全な育成を図るための保育に配慮するよう努めなければならない。

5 学校(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条の学校をいう。以下同じ。)は、障がい児の健全な育成を図るための教育を行うよう努めなければならない。

(障がい者の支援に関する基本計画)

第 6 条 市は、基本法第 11 条第 3 項の規定に基づき、障がい者のための施策に関する基本的な計画(以下「障がい者の支援に関する基本計画」という。)を策定する。

2 障がい者の支援に関する基本計画を策定するときは、他の関連する諸計画との整合を図るとともに、市の他の計画においても、本条例の趣旨が適切に反映されるように努めなければならない。

(湖南省発達支援システム)

第 7 条 市は、保健、福祉、医療、教育及び就労の関係機関(以下「関係機関」という。)との連携により、障がい者及び発達に支援の必要な児童に対し、その発達段階、年齢、生活状況及び社会環境に応じて必要な支援を総合的に提供する仕組み(以下「湖南省発達支援システム」という。)を構築し、その円滑な運営に努めるものとする。

2 関係機関は、湖南省発達支援システムに参加することで相互に連携し、障がい者に対する効果的な支援に努めなければならない。

3 湖南省発達支援システムに参加する関係機関の職員又はその職にあった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

第 2 章 早期発見及び発達支援

(医療)

第 8 条 市は、専門的に障がいの診断及び発達支援を行うことができる医療機関との連携に努めるものとする。

(早期発見)

第 9 条 市は、乳幼児の障がいの早期発見に資するため、母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)第 12 条及び第 13 条に規定する健康診断を行うに当たり、適切な措置を講じるものとする。

2 市教育委員会は、児童の障がいの早期発見に資するため、学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)第 11 条に規定する健康診断を行うに当たり、適切な措置を講じるものとする。

3 市及び市教育委員会は、児童に障がいの疑いがある場合には、適切に支援を行うため、当該児童についての継続的な相談を行うよう努めるものとする。

(早期発達支援)

第 10 条 市は、障がい児及び発達に支援の必要な児童が早期の発達支援を受けることができるよう、保護者に対しその相談に応じ、又は助言を行い、その他適切な措置を講じるものとする。

別紙 1

(保育)

第 11 条 市及び保育園は、保育の実施に当たっては、障がい児及び発達に支援の必要な児童の健全な発達が他の児童とともに集団生活することを通じて図られるよう、支援体制の整備に必要な措置を講じるものとする。

(教育)

第 12 条 市及び市教育委員会は、その所管する学校において、障がい児及び発達に支援の必要な児童がその障がいの状態に応じ、十分に適切な教育が受けられるようにするため、特別支援教育及び支援体制の整備に必要な措置を講じるとともに、私立学校(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 2 条第 2 項の私立学校をいう。)においても同様の措置がとられるよう働きかけるものとする。

(放課後等における支援)

第 13 条 市は、共働き等の理由により昼間保護者がいない家庭の障がい児が、放課後又は休暇中に健全に充実した生活を送ることができるようにするため、放課後児童健全育成事業その他の事業について、適切な措置を講じるものとする。

(専門的な発達支援を行う施設)

第 14 条 市は、障がい児及び発達に支援の必要な児童の心身の発達を総合的に支援するため、専門的な相談、指導、療育その他必要な支援を行う施設を設置するものとする。

第 3 章 就労支援

(雇用環境の整備)

第 15 条 市は、市内の事業所を対象として障がい者の特性に応じた職種及び職域に関する調査を行い、職場開拓に努め、障がい者が能力に応じた適切な職業に従事することができるよう雇用の促進を図るとともに、障がい者が円滑に就労できるよう関係機関と連携して支援するものとする。

(就労支援)

第 16 条 市は、商工業団体、就労支援を行う機関、障がい福祉サービス事業者、学校及び障がい者の団体と共同して相互連携及び支援施策の検討を行う組織を設立し、連携して障がい者の就労促進に努めるものとする。

2 市は、障がい者の就労を支援するための計画を策定し、事業者に対して情報提供及び啓発を行い、障がい者の雇用の促進を図るものとする。

3 市は、障がい者が就労のための準備を適切に行えるよう学校及び児童福祉施設との連携を深めるなど、必要な措置を講じるものとする。

4 市は、地域における就労に関する相談業務が適切に実施されるよう、第 1 項の組織を構成する団体及び機関並びに湖南省発達支援システムに参加する関係機関その他の機関と連携を図るものとする。

第 4 章 生活支援

(地域での生活支援)

第 17 条 市は、障がい者が自己決定に基づき、自立した生活を営むことができるようにするため、障がい者に対し障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)その他障がい者の福祉に関する法律に基づく支援を行うとともに、充実した地域生活及び地域活動を行うことができるよう必要な支援に努めるものとする。

2 市は、地域における障がい者の生活支援を進めるに際して、児童福祉施策及び高齢者福祉施策との連携に努めなければならない。

(権利擁護)

第 18 条 市は、障がい者が、その障がいのため法的利益を損なわれることがないようにするため、成年後見制度その他の権利利益の保護等のための施策又は制度が、広く利用され

別紙 1

るよう必要な支援を行う。

(地域での安全確保)

第 19 条 市は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づく市地域防災計画に基づき、災害から障がい者の生命や財産を守り、生活の安全と安心を確保しなければならない。

2 市は、大規模災害等により避難等が必要とされる場合において、支援を要する障がい者の居住等に関する情報を、湖南省個人情報保護条例(平成 16 年湖南省条例第 11 号)第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき必要と認められる範囲内で、民生委員法(昭和 23 年法律第 198 号)に定める民生委員、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に定める児童委員、湖南省社会福祉協議会及び湖南省消防団等と共有し、障がい者の地域における安全を確保するものとする。

3 前項の情報は、前項に定める使用目的を達成するためだけに利用されなければならない。

4 第 2 項の情報を知った者は、その職を離れた後も秘密を漏らしてはならない。

(バリアフリー化の推進)

第 20 条 市、市民及び事業者は、障がい者の自立及び社会活動の妨げとなる物理的障壁、制度上の障壁及び意識上の障壁並びに文化面及び情報面における障壁を取り除くよう努めなければならない。

2 市及び事業者は、その所有し、又は管理する施設及び提供する各種サービスについて、障がい者が円滑に利用することができる環境の整備に努めなければならない。

第 5 章 支援を上げるための施策

(市民の理解)

第 21 条 市は、基本法第 7 条の規定に基づき、障がい者についての市民の正しい理解を深めるため、広報その他の啓発活動を行うものとする。

(市民活動等への支援)

第 22 条 市は、市民による障がい者福祉の増進に資する特定非営利活動(特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 1 項に定める活動)が市内において活発に展開されるよう、情報の周知及び活動の支援を行うよう努めるものとする。

2 市は、障がい福祉サービス事業者が自主的に創意工夫し、障がい者の福祉の増進に取り組むことができるよう配慮するものとする。

(人材の養成等)

第 23 条 市は、障がい者を支援する専門的人材を養成するため、障がい者支援に関する専門性を高める研修を実施する。

2 市長は、市の行政に障がい者についての配慮がなされるよう、市職員の福祉関係施設等における研修を実施するものとする。

第 6 章 湖南省障がい者施策推進協議会

(設置)

第 24 条 市は、基本法第 36 条第 4 項の規定に基づき、湖南省障がい者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 25 条 協議会は、次に定める事項を所掌する。

- (1) 障がい者の支援に関する基本計画の策定に関し意見を述べること。
- (2) 障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議すること。
- (3) 障がい者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

別紙 1

(4) 障がい者に関する施策の推進状況について検証すること。

(組織)

第 26 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者、障がい者、障がい福祉サービス事業者及び障がい者の雇用に関する事業に従事する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第 27 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 28 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 29 条 協議会は、会長が招集する。

(庶務)

第 30 条 協議会の庶務は、障がい者の福祉に関する事務を所管する課において処理する。

第 7 章 雑則

(実施状況の報告)

第 31 条 市は、3 年毎に、障がい者に関して講じた施策に関する報告書を取りまとめ、議会及び協議会に提出するとともに、市民に公表する。

(委任)

第 32 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(見直し)

2 この条例に規定する措置等については、法令等に基づく制度改正があった場合、又はこの条例の施行状況を検討し必要と認められる場合は、見直しを行うものとする。

(湖南省特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 湖南省特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 16 年湖南省条例第 48 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則(平成 18 年条例第 32 号)

この条例は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

付 則(平成 20 年条例第 34 号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 25 年条例第 5 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別紙2

平成25年度湖南省就学前・特別な支援を必要とする子どもについての調査
(平成26年1月末現在)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
生年月日	平成25年4月2日～ 平成26年1月31日	平成24年4月2日～ 平成25年4月1日	平成23年4月2日～ 平成24年4月1日	平成22年4月2日～ 平成23年4月1日	平成21年4月2日～ 平成22年4月1日	平成20年4月2日～ 平成21年4月1日
人数(人)	396	514	479	513	495	487
保育所児数(人)	90	143	196	212	265	246
幼稚園児数(人)	—	—	—	172	218	231
園児合計(人)	90	143	196	384	483	477
通園率(%) (* 園児合計÷人数)	22.7	27.8	40.9	74.9	97.6	97.9
3～5歳児個別の指導計画作成対象児数(人)	—	—	—	41	84	106
3・4歳児・園で合理的配慮実施率(%) (* 個別の指導計画作成児数÷園児合計)	—	—	—	10.7	17.4	—
5歳児・園が合理的配慮対象児と考える児数(人) (* 就学指導委員会資料より 諮問88 報告23)	—	—	—	—	—	111
5歳児・園で合理的配慮実施率(%) (* 個別の指導計画作成児数÷園児合計)	—	—	—	—	—	22.2
5歳児・合理的配慮が必要な児に対する実施率(%) (* 個別の指導計画作成児数÷園が合理的配慮対象児と考える児数)	—	—	—	—	—	95.5
ぞうさん教室個別療育通園児数(人)	0	3	8	8	1	10
ぞうさん教室集団療育通園児数(人)	2	3	6	6	11	0
ことばの教室幼児部通級児数(人)	0	0	0	3	35	73
通級生合計(人)	2	6	14	17	47	83
通級率(%) (* 通級生合計÷人数)	0.5	1.2	2.9	3.3	9.5	17.0